

平成 2 6 年

第 5 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 議 録

自 平成 26 年 5 月 23 日
至 平成 26 年 5 月 23 日

飯 館 村 議 会

平成26年第5回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	5.23	金	本会議	午後1時10分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成26年5月23日

平成26年第5回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

平成26年第5回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成26年5月23日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成26年5月23日 午後3時03分				
	閉会	平成26年5月23日 午後6時08分				
応（不応） 招議員及び並 出席議員並び びに欠席議員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	1番 高野 孝一		2番 渡邊 計		3番 菅野新一	
職務出席者	事務局長 齊藤 修一		書記 菅野 久子		書記 齋藤 博史 今野 智和	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤 榮一	○	農業委員会会長	菅野 宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男	
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年5月23日(金)・午後3時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 村長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第23号 平成26年度飯舘村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第24号 災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の変更について
- 日程第6 議員派遣の件

()

()

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第5回飯館村議会臨時会を開会いたします。

（午後3時03分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、その他案件1件、計2件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。5月13日に産業厚生常任委員会が避難指示解除時における行政の取り組み等について関係省庁からの聞き取りと、村外廃棄物処分場の現地調査のため村内施設を訪問調査しております。

次に、特別委員会の活動状況であります。議会広報編集特別委員会が5月15日に福島県町村議会議長会主催による町村議会広報研修会のため郡山市へ、5月19日から20日には議会広報先進地調査のため岩手県金ケ崎町ほかを訪問調査しております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から4月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第23号及び議案第24号を上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成26年第5回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会には、現在建設中であります災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の変更とあわせて補正予算なども含め、緊急を要する案件が生じたので臨時議会を招集させていただいたところであります。

それでは、提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第23号は、平成26年度飯館村一般会計補正予算（第2号）でございます。既定予算の総額に5,030万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を63億788万円といたしました。

歳出の主な内訳でありますが、総務費の総務管理費が4,789万8,000円。それから、消防費としての消防費が240万4,000円を計上いたしました。なお、これらを賄う財源として国庫支出金、繰入金、繰越金を充当するものであります。

議案第24号は、災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の変更についてであります。平成25年10月23日付で株式会社英工務店と工事請負契約の締結をし工事を進めてきましたが、長屋タイプの2階の軒の高さの変更と消費税の改正がありましたので、その工事の内容及び請け負う額を変更するものであります。その結果、請負額に1,920万5,520円を増額したいので、その請負変更契約について皆様の議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は、7億3,320万5,520円であります。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

議長（大谷友孝君） 再開は午後3時45分といたします。

（午後3時09分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時43分）

◎日程第4、議案第23号 平成26年度飯館村一般会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第4、議案第23号平成26年度飯館村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 13ページにおける復興計画関連調査業務がありますけれども、除染、賠償、住居など、課題は大変多いんですけれども、ワークショップの中で村民部会でとあり

ますけれども、これはどういうやり方で、期間はどのような流れでやっていくのか。

総務課長（中井田 榮君） 第5版の件でありますけれども、現在懇談会をやっておりますけれども、第4版の中で、復興計画の30ページから昨年の7月からやりましたワークショップのそれぞれ20行政区でやらせていただきました課題等について整理をしております。あれはきのうも懇談会の質問で出ましたけれども、課題を整理したもので、まだ施策等までにはいっていない。そのとおりでありまして、これから第5版を進めるに当たりまして、さらに帰村に向けて村民の意見の集約をしながら第5版をまとめていければというような考えでおります。

していくに当たりましては、いろいろな項目があるわけでありましたけれども、先ほどご説明しましたように、暮らしの部分、さらには医療・福祉、さらには農地の保全、それを帰るまで、帰ってから、帰る人、帰らない人いるわけでありまして、その辺をそれぞれの村民部会でワークショップの形で取りまとめをしながら、第5版の内容に反映をしていければという考えでおります。

期間でありますけれども、昨年は7月ころから第4版をスタートさせていただいたわけでありまして、今回も大体6月、7月をめどに第5版の策定委員会の立ち上げをしながら、今ほどお答えをしました村民部会も一緒に立ち上げをしながら、第5版の村民部会、さらには計画の策定委員会を進めて第5版のまとめをしていきたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、第5版の計画づくりの前段というか、そういうことなので、第5版計画づくりは7月から始まるワークショップの課題や整理、施策まで含めて仕上げていくということの流れなんですけれども、この第5版を出す予定はいつごろを目指すのか。現状での移住の実態把握なり対応策、戻らないという判断に立つ方々、異の者はどういうふうに、一緒に第4版同様に扱ってやるのかどうか。

総務課長（中井田 榮君） やり方につきましては、第4版と同じく進めていきたいということで、7月ころからまず立ち上げをして、そして来年度の当初予算に反映できるような形で取りまとめをして、今年のように懇談会をやって、6月の議会にまた成案をかけられるようにして、平成28年度の国・県要望に間に合うような形にしていて、とにかく復興計画の中に盛り込まないと交付金事業は取れないものですから、第4版同様進めてまいりたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） この委託料、飯舘分署庁舎耐震診断業務、これは今の分署診断業務もやるという、いつごろ実施されるんですか。

総務課長（中井田 榮君） 工期でありますけれども、今回の補正予算をご承認いただければ大至急出しまして、9月ころまでには耐震診断の結果を出していただきまして、その後、国に対しても申請等に使ってまいりたいと考えておりますので、9月ごろまでには出していきたいと考えております。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑はありませんか。

1番（高野孝一君） ただいまの質疑に関連してであります。

13ページの委託料、飯舘分署庁舎耐震診断業務200万円についてですが、私は昨年の12月定例会において分署の建設年度について一般質問いたしました。再質問の結果、建設年

度は平成28年度以降であるというような答弁をいただきましたが、今回の耐震診断を踏まえて補助金採択の見通しと建設年度についての考えをあわせてお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、分署あります。それぞれの市町村に分署なり本署があるわけでありますが、基本的に各自治体が自前で建てると、こういうのが原則で今までやってきました。

ところが、実は今南相馬市の庁舎を建てていますが、庁舎といいますか消防本部を建てているんですが、この震災中だということで、ほぼ、全額とは言いませんけれども、かなりの高額補助をもらって建てることができた。本来ならばそうはいかない、それぞれの自治体の借金というか、お金を借りてやらなければならないのが、その話を私、聞いたものですから、そうすると私たちもできるのではないかとということで、いろいろ南相馬市に聞いたところ、いや、可能性はあるということで、今新地町と飯舘村が古いところであり、鹿島町もあるかもしれませんが、それで新地町は耐震診断を終えて提出しているということだったので、一緒に担当も東京の消防庁に行って、それから財源のところにも行って、うまくやれば今の面積は補助が出る可能性が出てきたということで、新地町がもう出していますから私たちも急いで出して、できれば、本来ならば2億円とも3億円ともかかるのが自前で、いわゆるお金を借りてやらなきゃならないのを半分でも幾らでもそこでできればなど、こんなようなことで今なっているための今回急にこの臨時議会に診断を仰ぐ予算を上げさせていただいたということであります。

したがって、うまくいけば平成28年度に建てられるというふうに、今までは平成28年度以降だと言ってきたんですが、今のままでいけば平成28年度、若干は平成29年度にかかるかもしれませんが、平成28年度事業で建てられる可能性があるのではないかとこのところが出てきた。そうしますと、多分これからの話でありますけれども、どこに建てるかというのをこの診断の調査費の中で、いろいろあそこの全体の計画を立てさせていただいて、年度内ぐらいにやっぱ壊すものは壊すという予算をまた議会にお願いしなければならぬのではないかと、そんなような状況であります。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号平成26年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号平成26年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）についての件は原案

のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第24号 災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第24号災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤長平君） 変更理由について、施工業者、工事管理者、村の三者となっております。

この議案が出たときに、英工務店の過去の実績にいかがなものかがあって、それをどういうふうにかバーするんだということで市町村支援機構が出されたはずであります。そこにきちんと管理してもらって、前になったようなことが起こらないようにしたいとの村長の答弁があったが、この中で市町村支援機構がどんな役割を果たして、どのぐらいの頻度でかかわったのか、この際伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしのとおり、本工事につきましては福島市町村支援機構がかかわってございまして、こちらからは2週間に1回開催されます定例の打ち合わせ、それから工程に合わせた施工検査について、こちらは工程に合わせますので随時となりますが、については全て出席していただいているということでございます。

8番（佐藤長平君） この支援機構も何ら役に立たなかったということでもありますか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 残念ながら今回の件について、施工業者、工事管理者並びに発注者であります村、それぞれ事実関係をつかめないまま進んでしまったということでございます。

8番（佐藤長平君） 昔から、この建築に造作大工とサッカケ大工というのがいて、造作大工は造作なんだよな、サッカケ大工はサッカケをしてもらうために雇う大工さんというの、分かれていた。この状態は造作大工がやった仕事ではなくてサッカケ大工がやった仕事になるんじゃないですか。

村長（菅野典雄君） 全くそういう話はそうだというふうになると思いますが。いわゆる、今は昔のように大工さんがスタートからかかわるのではなくて、それぞれ分業で、特に刻みは、ある現場はもう図面によって刻んでいくと、こういうようなのはもうほとんど常套でございます。あるいは、場合によっては現場でつくられたものを持ってきて組み合わせると、そんなような形になっております。そういう意味からすると、もっとその辺の過程をきちんとしないと今回のようなことが起きてしまうと、こういうことではないのかなと思っておりまして、改めてしっかりした施工ということを求めていかなければならないのではないかと、今回のことに関しては感じたところであります。以上であります。

8番（佐藤長平君） 村長、あなたは建て主なんですから、ここはやっぱり毅然とこの業者に当たって、ペナルティーも科すという考えはあるのでしょうか。

村長（菅野典雄君） もちろん、施工業者が一番だろうと思えますし、今支援機構という話がありましたが、支援機構も当然応援はいただいておりますが、とりあえず事務的になかなか大変なので、そういうものも含めてお願いするというわずかな予算を取らせていただきました。

そういう意味では、設計業者が監理をきちんとやっているわけでありますから、多額の

金を出して、ここも全く責任がある、こんなふうに思っています。ただ、一番はやっぱり我々、施工主が、そこが注意をしなかったというところもあると思っております、責任のとり方、今施工業者ということでもありますから、当然施工業者についても、先ほどお話ししましたようにそれなりの対応をこれから内部で協議させていただきたいと、このように思っているところであります。以上であります。

8番（佐藤長平君） このような中で、工程表の工程上のおくれというのは出る、出ない、どっちなんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今回でございますが、前に3月31日付で繰り越しの変更契約を結んでおりました、変更後の工期が本年8月29日までとなっております。この工期内で完成させるように鋭意努力しているところでございます。

8番（佐藤長平君） もう1点、消費税のことについて、住民課長に……。住民課長、これ持っているかな。

全協でもちょっと議論をしたところなんです、今回のこの建設工事は、10月28日に契約したというから④番になります。引き渡しは繰り越しても8%になります。これわかっているんですけども、消費税の関係で9月までに契約をしなければならないという使命があったと思うんですけども、役場全体に。そうすれば、今度の増額については、変更計画の増額分だけ8%払えば、3月までの分については5%で済んだのではないかと私は思っているんですけども、そういう意味から質問いたします。

③で9月いっぱいまでに請負契約をした場合、繰り越しになりましたから、平成26年の4月1日以降に変更契約した分については8%払わなければならないけれども、契約した金額については3月31日までは5%払えばいいと私、教えられた経過があるんですけども、これでちょっとわからないんですが、その辺の説明をいただきたい。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私どもで資料をもとに調査をいたしたところでございますが、消費税の経過措置の中で、10月1日以降に契約をした案件で4月1日以降に引き渡しを受ける物件については、契約全体に対して8%が適用になるというご指導をいただきまして、今回変更の案件を上げさせていただいているところでございます。

3番の事例は、10月1日以前に請負契約を締結したという案件でございまして、本件の契約日とはちょっと適合しないのではないかなと考えているところでございます。以上です。

8番（佐藤長平君） だから、大型物件なんだから当然消費税対応で9月までに契約しなければならなかったわけだ。これは至上命令だったのね。できない理由もさっき聞いたけれども、不調に終わったということ。

でも、これ基本的なところをちょっと議論したいんだけど、その場合、③で契約したら、こういうことで進んだんでしょう。その場合、変更契約が4月以降にされれば、その増額分だけ8%払えばいいということだったのではないかな。3月31日までは5%できて、4月以降に変更契約になって、増額になった分については8%を課すと、私は税理士にこの間こんな説明を3月に受けたんですが、それは間違いですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） この内容で間違いはないということで動いているところではござ

います。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休議いたします。

（午後4時06分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後5時30分）

復興対策課長（愛澤伸一君） 先ほどの消費税の根拠ということでございますが、今般の消費税の改正法附則の第5条第3項に「平成25年9月30日までに締結された工事の請負代金については旧税率が適用される」という文言があるようでございまして、これを逆に読みますと10月1日以降に締結された経過については新税率が適用されると読めるものと考えているところでございます。以上でございます。（「答えになっていない」「考えている、考えているだけじゃなくて、そういうふうに行っているということをやっと」という声あり）失礼しました。改正法でそのように規定されております。

8番（佐藤長平君） そんなことはわかっている。だから、③番の請負契約を9月31日までにした。経過措置では3月31日までは5%でいく。それは変更がなければそのまま全部5%でいく。4月1日以降、変更が入った場合はどうなんだという。

復興対策課長（愛澤伸一君） 3番の事例は、10月1日以前に契約が締結された事案と理解してございますが、この場合は、設計変更が増額があった場合は増額分のみ8%が適用されるということのようでございます。

8番（佐藤長平君） そうすると、この工事はさっき言った10月28日に発注された経過はわかるけれども、9月30日まで契約すれば減額でしょう。ですから、これは5%しか払うことなくよかった。ただ、これ2,000万円余計に払うことになったんだよ。だから、今後10%になるからもう1回これ来るわけだ。だから、役場全体もこういうところによく目を通してやってもらわなきゃ困るというの。こんなに大きいんだよ。10月28日になったのはわかるけれども、やっぱりそういうことを捉えて今後やってもらわないと私は困ると思うんだよ。2,000万円、ただ損するんだよ、これ。そういうことを言いたかったんだよ。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりでありまして、今5%から8%、場合によっては10%という、こういう節目の年にある場合、やはり経営感覚なり何なりを考えてきちんとやらなければならないと、そういうことことでありますので、改めて今後注意をしていきたいと思っております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 私としては、個人感覚もあったり、いろいろな、私も若いうちは建設業もやってきましたけれども、この設計上の中で、構造材の加工においてこの施工業者や工事監督者、村が監督している中で、こういうことが起きるといのは信じがたいんですけども、現実に起きているということは、やっぱり復興住宅、この公営住宅の中で、余りにもデザインというか、本来の、最近の市営住宅なり公営住宅のそういう住宅の構造であればこんなことは起きなかったのかなという思いにもなったんですけども、起きた要因というのはどこにあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今おっしゃられたこと、全くないとも言えないなという気がします。ただ、できるだけ入っていただいた方に喜ばれるように、あるいはよかったと言われるようにするというので、いわゆる集合体の建物のほうは外にベランダを建ててあげたい、そのときにちょっと上げないとなかなか大変なのかなというところがあったんだと思います。

つまり、今でも大丈夫ではあるんですが、何らぶつかるものではありませんけれども、そういうような思いがあったんですが、ほとんどの方がみんな同じ建物だということと同じ数字を刻ませてしまったと、こういうことだと思います。私らも設計図を細かくは見ていませんけれども、全くずっと同じレベルでできているんだなと思っていましたので、そういう不注意といえは不注意でありますので、以後気をつけたいと思っております。

7番（佐藤八郎君） 頼み主が村ということで、なかなかあれでしょうけれども、普通のことであつたら大変な話で、請け負った金額で最終まで仕上げると、設計にあつたとおり約束をちゃんと守るとするのが普通になってくると思うんですね。その部分、今の段階ではそんなことの繰り返しをしているような時期的な余裕もないし、さらには入居者や住居に対しての問題も差し当たって今回の不手際で起きるわけではないという考えで、本当に入居者や住居としての問題は起きないのでしょうか。

村長（菅野典雄君） まず、いわゆる間違っ切ってしまったために増額にしてなれたというのであれば、これはまた冗談ではない、やっぱり契約の中でちゃんとやっってくださいと、こういう話なんですけど、今回はわずかではありますけどやっぱり木が使われていないわけがありますから、その分は引かせていただいたと。

あとは、今佐藤長平議員から話がありましたような問題はあつたわけでありましてけれども、消費税の増額ということで結果的には増額の予算と、こういうことで今回変更のお願いをしているところでありますので、その辺ご理解いただければと思っております。

7番（佐藤八郎君） そうすると、入居者や住居に対しては何ら問題ないという理解でいいんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今回の設計変更に伴ういわゆる内部構造でございますけれども、天井高等々について一部斜めの部分が出てまいりますけれども、天井高についても従来のまま済みますので、居住性についての問題は発生しないものと考えております。

7番（佐藤八郎君） これ起きた事実がある限り、施工業者、工事監理者の責任という、これ実態の責任というのはどういうとり方をされていくのでしょうか。

村長（菅野典雄君） やっぱり、ミスはミスでありますので、少なくともそれぞれ設計業者、施工業者、それなりに考えなければならぬなと思っておりますが、それはまたいわゆる指名委員会に委ねるしかないなと、委ねていきたいと、このように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 工事監督者が設計業者なんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 工事監理者として設計業者が入っております。

7番（佐藤八郎君） 指名委員会に委ねた責任のとり方を今後示していくということですね。

全体として、今回の変更は減額で、消費税分だけがアップ、アップといっても8%のとき始まって8%だったんでしょうけれども、これは全体では、そうすると1戸当たりの建

築費は減額になるんですか。幾ら減額になるんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 5棟でございまして、減額額が110万円でございますので、1棟当たりおおよそ22万円程度の減額ということになるかと思いますが、一方で消費税が増額になっておりますので、工事費全体としては1戸当たり単価は上がるのかなと思っております。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、1戸当たりはどのぐらいになるんですか、全体では。

復興対策課長（愛澤伸一君） 7億3,300万円の工事費を23戸で割りますと、1戸当たり、単純計算でございますが、3,187万円程度ということになります。

村長（菅野典雄君） 集会所が多分かなりの金額で入っておりますので、今のは間違っていると思っております。

7番（佐藤八郎君） そのぐらいすごい事業なんです。1世帯3,000万円にならなくても、それぐらいすごい建築をする事業に、やっぱりこの請負業者は無理だったのかどうかわかりませんが、施工管理、工事監理者と一緒になってうまくやるわけだったんですけれども、やっぱりこういう大きい事業、多分この施工業者はこういう大きい事業は何回も経験していたんですか、建築。

村長（菅野典雄君） ちょっと調べてみないとわかりませんが、やっている仕事の中では大きいほうだったのではないかなという気はします。

ただ、何度も申しますように、なかなか、こういう非常に資材が高騰する、あるいは人手が少ない、そういう中で、業者さんもそれぞれ競って取るという時代でもなかった中でやっていただいているということではないかなという気はします。

ただ、金額的にはかなりの大きな事業でありますから、何と申しますか、調べてみないとわかりませんが、今までになく大きな事業ではなかったのかなとは思っております。

7番（佐藤八郎君） 働く労働者の関係では、何社、下請なり孫請なりの中で今作業をされているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 下請業者でございますが、一次下請が15社、二次下請が1社、三次下請も1社でございます。（「現時点で」という声あり）現時点でということでございます。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、その一次、二次、三次という中で、賃金についてはどういうふうにつかんでいらっしゃるんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私どもは発注者の立場でございまして、請負業者さんとの間で工事請負契約ということでありまして、その後の一次下請、二次下請にどういった契約を結んでいるのかということについてまで詳細に把握しているわけではございませんので、特に大工さんの賃金のようなところまで把握はしてございません。

7番（佐藤八郎君） 公共工事でありますので、労働基準法なり云々で問題のあるような、社会保険なり、いろいろな仕組みの中では問題なくいっているのか、賃金台帳の管理というのはどうなんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 直接的に私どもが指導できますのは請負業者さんでございまして

て、そこから一次下請さん、二次下請さんのところに行く各契約行為の中について、村が直接ああしてほしい、こうしてほしいというようなことはなかなか口出しはできないところでございますが、村としては適法な内容で工事がされていくというように考えているところでございます。

7番（佐藤八郎君） この施工業者に対しては、請負業者ですから、賃金台帳を管理、村がきちっと監督できているということですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 個別の方の賃金まで把握しているわけではなくて、施工体制の台帳ということで、どういう体制でこの工事にかかわっているかという台帳の提出を求めているところでございます。（「求めているのはわかっているんです」という声あり）ただいま申し上げました施工体制台帳の提出を求めて、村として把握してございます。

7番（佐藤八郎君） それは賃金台帳にかわるものなのか、業種ごとにとりか仕事内容によってきちっと整理されたものなのか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 施工体制台帳の中には、現場監督員、現場代理人の氏名でありますとか、それから現場代理人の健康保険の加入状況、厚生年金、雇用保険の加入状況等についての報告がなされてございます。

7番（佐藤八郎君） それはそういうことでしょうけれども、一次、二次、三次を含めてその部分はわかるということですか。

副村長（門馬伸市君） 下請、孫請というか、一次下請、二次下請の待遇の面については、多分元請のほうで一次下請なり二次下請と当然契約しますよね。そのときに幾らぐらい払いなさいとかという話には多分なっていないと思います。多分、設計単価もそれぞれ設計をうちら組みますけれども、技術者が幾らとか作業員が幾らとか、でもそれはあくまでも設計単価であって、実際に支払いの面は全くそのとおりになっているようにも限りません。やっぱり、これは経営の中である程度労働基準法に最低賃金を下回るようなことにはならないと思いますけれども、設計単価どおりにとというのは、ほとんど多分なっていないんじゃないのかなと思います。

ただ、労働基準法でいっているそれぞれの職種の最低賃金がありますよね。それを下回ってくれば違反ですから、最低賃金と設計単価の間で多分経営されている会社は動いているんだと思います。村では、そこまで、例えば最低賃金より下回って払っているという業者、私はないんじゃないのかなと思っていますけれども、そういうときにそういうことがあれば、多分働いている人からそういう内部告発みたいなものは出てくるのかなと思います。

ですから、村のほうで今の話で元請が幾ら、一次下請が幾ら払っているのか確認して、それを指導してという話には、この世界ではないのではないのかなと思います。ですので、そういう労働基準法に違反して賃金を支払っているようなところは、多分に悪質業者と言われるようなところだと思いますので、労働基準法に違反しているわけですから。そういうところは内部告発なり、いろいろなことがあって摘発されるんじゃないのかなと思います。

村の指導というのは、やはり工事を適切にきちっとやって完成してもらおうと、設計に見

合った工事をしてもらう。その待遇などの部分について指導、監督する立場には、多分それはできないんじゃないのかなと思います。

7番（佐藤八郎君） 一次の15社については、厚生面とかいろいろな意味で、賃金も含めてそんなに変わらないと見ていらっしゃるのでしょうか。その中にも差があると建て主のほうでは見ているのでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 各個別の業者さんがどういう条件でいわゆる技術者さんを雇用しているのかということまでは残念ながら把握してございません。以上でございます。

4番（北原 経君） この工事なんですけれども、契約業者と村が短かったとかということがわかった段階で、その契約業者が村に対してどのような話をまず最初に出されたんですか。一緒に回って、最初にばっと見つかったわけじゃないでしょう。その辺ちょっと聞かせてください。

復興対策課長（愛澤伸一君） 3月28日、村の定期的な現場検査の折に見つけたということですので、報告ということではなくて、現場にいて私どもが確認しているということでございます。

4番（北原 経君） あそこはもう早いうちからつくった建物で、もっとも前から短かったとかとわかっているはずなんですよね。それがその時期までわからなかったということ自体がおかしいことであって、隠しておいてつくっちゃって、それでもうここまでなっちゃったんですよ、どうですか、もうしょうがないんですよ、お金は22万円ほどは安くなりますから、ここは斜めですけれども我慢してください、そういう形でああ、はい、わかりましたと納得したんじゃないですか。

村長（菅野典雄君） 納得するはずは全くなくて、建ってみて初めて、建っただけではわかりません、残念ながら。多分、造作がし始まって初めてわかった、もう一度ツメを見てみたらそうではなかったということじゃないかなという気はします。

したがって、私はわかりませんが、担当はそういう状況で、わかったのが3月28日で3月31日に我々に報告に来たところから、ちょっとどういうことなのか、もうちょっと調べてみるようにと指示を出したところでありまして。以上であります。

4番（北原 経君） わかりました。

しかし、例えば、退職金でも充てても何でも一緒の中、一つの買い物をしますよね。3,000万円でも5,000万円での2,000万円でも。それは、その枠に合った建物をつくりますよね。そのとき契約しますよね。これから、こうやって図面を引いていただきますよね。そうしたらそのとおりのものができ上がらないで、こうなりました、済みませんと、それを簡単に、はい、わかりましたとここに持つてくること自体が、俺は物すごくその辺が何か、何なんだろうこれ、おかしいじゃねえの、普通私たちが大工さんをお願いして、こうはどこどこ、工務店をお願いして頼む場合においては設計どおりにやっていただいて、これこれの金額ですよと、それで納得いって、ああ、大工さんありがとうございました、いい仕事していただきましたという形が当然でしょう。

それが、でき上がるころになって、天井がこうなっていますよ、済みませんけれども安くしますから、減額しますからで、これはちょっといかなるものなかと私は感じるんです

けれども。

村長（菅野典雄君） 安くなりますからそれでどうですかというつもりは全くないんですが、何せこれは連続、どういう、先ほど15の一次孫請という、どうやっていくかわかりませんが、それぞれ多分、私もう何回か行っていますけれども、一括して5棟が建ってみて、ああ建ったなあ、多分そこではまだわからないだろうと思うんです。それから、だんだんだんだん早い人たちが造作工事を始めたところでわかってきた。さあ、本来ならば1軒ぐらいい自分の家となれば、それは違うでしょうとか、そこで話し合いをするということなんです、もちろん話し合いはしたわけですし原因を追及はしましたけれども、そこでまたもとどおりに刻んでどうのこうのという形になった場合には、かなり工期がおくれるし大幅な変更ということになります。

もちろん、それがどうしようもないことであれば、それはもう完全に御破算願いましたということやっていたきたいという話になると思うんですが、何とか住む方に影響のない形でということであれば、その変更を皆様方にして、ちょうど消費税もありますので、変更でお願いできればなど、こんなことになったということでもあります。

何度も言いますように、全くのそれぞれの不注意だということだけは間違いのないことでございますので、そこでもとに戻すという話はちょっと私はもう考えないで、何とかその中でどういう方法がとれるんだ、原因はどうだったんだという話から1カ月ちょっと検討の時間が必要だったということあります。以上であります。

議長（大谷友孝君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」「議長、議事進行」という声あり）

5番（松下義喜君） ただいま議題となっております議案第24号に対する動議を提出したいと思っております。

議長（大谷友孝君） ただいま、松下義喜君から動議の提出をしたい旨の発言がありましたが、これを直ちに議題としてよろしいかお諮りします。

ただいま、松下義喜君から動議をしたい旨の提案をされました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

この動議は、飯舘村議会会議規則第16条の規定によって10分の1以上の賛成がありましたので、この動議の提出は成立しました。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休議します。

提出された動議を配付願います。

（午後6時03分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後6時04分）

議長（大谷友孝君） ただいま松下義喜君ほか全議員から、議案第24号に対する動議が提出さ

れました。

よって、これを議題とし、提出者の説明を求めます。

5番（松下義喜君） 議案第24号に対する動議を朗読をもって提出いたします。

議案第24号 災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の変更に対する附帯決議（案）であります。

議案第24号 災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の変更については、設計に対する施工不備に対し、施工業者初め設計監理業者、さらに村は、これを確認することを怠り、設計どおりの施工が行われず不利益を与えた。

よって、今後事業発注に際しては、十分留意して行政執行に当たること。

以上、決議する。

議長（大谷友孝君） これから、提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

自席にお戻りください。

これから動議に対する討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号に対する附帯決議（案）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号に対する附帯決議を付すことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立多数です。起立9人。

よって、議案第24号に対する附帯決議の件については、附帯決議を付すものと決定しました。

これから、議案第24号災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。ただいま本議案に対して附帯決議されましたが、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号災害公営住宅飯野町団地建設工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第6、議員派遣の件についてお諮りします。お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成26年第5回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後6時08分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年5月23日

飯館村議会議長 大谷友孝

同 会議録署名議員 高野孝一

同 会議録署名議員 渡邊計

同 会議録署名議員 菅野新一